

平成29年3月28日

「神奈川県手話推進計画」の平成28年度の取組状況及び平成29年度の取組等に対する質問・意見

神奈川県聴覚障害者連盟

河原 雅浩

1 (1) 「県民への手話の講習等を拡充し、手話に対する理解促進」について

- ① 市町村と連携した県民向け手話講習会の開催目的は何でしょうか。むしろ、規模が小さいために手話奉仕員養成講習会を開催できない自治体への支援を実施する必要があるのではないかと考えます。

2 (1) 「児童・生徒の学びを充実」、「教員向けの手話研修を充実」について

- ① 児童・生徒及び教員を対象にした手話指導も、一般県民や企業従業員と同じく、しかるべき指導技術と知識を持った講師による指導が必要でありますので、そういう講師を派遣できる当事者団体に講師を依頼する必要があると考えます。
- ② 現在、県域の当事者団体が行っている幼稚園、保育園及び図書館などでの絵本の手話での読み聞かせも「児童・生徒の学びを充実」の目的に合致しているので、この取り組みを県として支援することはできないでしょうか。

【別紙「児童生徒対象の手話教室及び絵本の手話での読み聞かせについて」参照】

2 (3) 「手話を学ぶためのしくみを充実」について

- ① 「手話を学ぶためのしくみを充実」と書いてあるが、実施内容は学習冊子の作成、配布のみであるので、他に講師の養成、ろう講師による手話講座の開催など、県民が聴覚障害者と手話について正しく学ぶことができるようなしくみを作る施策も行う必要があるのではないかと考えます。

3 (1) 「日常生活において手話を使用できる機会の充実」について

- ① 「県機関におけるタブレット端末を活用した手話通訳」について、当事者団体としては非常に懸念を抱いており、合同庁舎を利用するろう者の利便性を考慮して導入するにしても、あくまでも一時的なものであり、最終的には手話のできる職員又は手話通訳者を配置することを目標として進めるべきと考えます。また、市町村に対しても、県としては今回の導入は一時的なものであり、市町村における設置手話通訳事業は手話通訳者を雇用して行うべきであるという姿勢を示す

必要があると考えます。

【別紙「遠隔手話通訳サービスについて」参照】

- ② 「県職員向け手話講習会」を実施することは大変いいことだと思いますが、より深く学び、ろう者と十分会話ができる職員を養成するためにも、単発の講習会だけでなく、継続して学習することができる講習会も実施する必要があると思います。
- ③ 一般のろう者だけでなく、ろう重複障害者、ろう高齢者が日常生活において手話を使用できる機会の充実のために、手話でコミュニケーションできる就労支援施設や介護支援施設などの設置のための施策も必要であると考えます。

3 (2) 「非常時に、手話で意思疎通できる環境の整備を促進」について

- ① 非常時コミュニケーションボードは絵記号や文字による意思疎通であり、「手話で意思疎通できる環境」の整備のための施策とは言えませんので、非常時の手話通訳派遣体制の整備、消防、警察職員対象の手話研修の充実の施策も実施する必要があるのではないかと考えます。

3 (3) 「手話通訳者の計画的な養成」について

- ① 「障害福祉計画に基づき実施」と書いてあるが、これは条例制定以前から実施している施策であり、推進計画策定に伴って新たに実施したものではないので、この取り組みの中に入れるのはどうかと思います。

3 (4) の「手話通訳者が派遣される機会等を拡充」の施策のためにも手話通訳者の数を増やすことが喫緊の課題であり、条例制定以前から実施している施策に加えて、より多くの手話通訳者の養成を図るための施策を実施すべきではないかと考えます。

3 (4) の「手話通訳者が派遣される機会等を拡充」について

- ① 手話通訳者が派遣される機会を増やすためには、県立学校教職員で手話通訳資格を保有している者の手話通訳活動への制限をなくし、他の手話通訳者と同様に派遣を受けられるようにすることも必要であると考えます。

平成27年度第2回神奈川県手話言語普及推進協議会

(平成27年8月26日)

河原委員 提出資料

## 遠隔手話通訳サービスについて

～一般財団法人全日本ろうあ連盟

「テレビ電話を使った手話通訳サービスに対する指針について」(2013年8月13日発表)

より抜粋～

お店や病院、行政機関の窓口などでやりとりを手話でやりたい場合、手話通訳者を同行するのが一般的でした。全国的な手話講座の開催などもあって、最近は、手話が出来る店員・職員を雇用あるいは養成して手話対応が出来るところも増えています。ユニバーサルデザインの大切さが理解され、いろいろな人がいつでもどこでも普通に生活出来る社会になりつつあることは嬉しいことです。

手話が出来る店員・職員がいないけれど手話での対応が必要と考えるお店や病院、行政機関等の受付・窓口・店頭にテレビ電話をおいて、必要なときに手話通訳を呼び出して応対する「遠隔手話通訳サービス」も登場しました。相手の言語に併せて手話だけではなく、英語、フランス語等多数の外国語の通訳も出来るというサービスもあります。

ここで慎重に検討する必要があるのが、公的機関等における「遠隔手話通訳サービス」(コミュニケーションのサポート)です。

聴覚に障害を有するため社会生活上、必要不可欠な情報を充分に獲得することができず、自己選択、自己決定のための補足説明、相談、生活支援などの様々な支援を必要とするろう者も少なくありません。ろう者の抱える課題を視野に入れ「翻訳技術の提供」に加えて、「手話通訳を必要とする場面に入る前」「手話通訳を必要とする場面」「手話通訳が終わった後」でも生じた課題に対応した様々な支援を展開することができます。

このように個々のろう者に合った情報・コミュニケーション保障を的確に行うことによってはじめて「聴覚障害者の生活と権利を守る言語権の保障」がなされることになります。

ところが遠隔手話通訳サービス(コミュニケーションのサポートだけ)では、「翻訳技術の提供」以外の支援が欠落し、行政サービスを受けるにあたっての自己選択と決定のために必要な情報保障を受けることができず、そのろう者の利益を侵害する可能性があります。残念なことに、聴覚障害福祉の専門職員(手話通訳・ろうあ者相談員)を設置せずに、先行して「遠隔手話通訳サービス」を導入した例が有ります。その地域の行政は、「来所の目的の把握」「コミュニケーションの選択肢を広げる」「円滑なコミュニケーションの確保を図るための補助的なツール」として、使途範囲を受付・案内等に限定しているので問題ないと説明しています。

しかし、役所へ来所するろう者のニーズによっては、さまざまな情報提供が必要になる場面や、手話通訳派遣・ろうあ者相談員へつなげる必要性が生じる可能性がある等、生活全般にわたっての生活支援が必要になる場面が生じた時にどう対応するのかという視点が欠落しています。それを導入することで、ろう者の個別のニーズに対応した通訳が困難に

なり、さまざまな情報提供、相談、生活支援につながる機会を失わせる可能性があります。行政から「遠隔手話通訳サービス」について相談があった場合、「使用使途を限定しているから」と安易に受け入れるのではなく、公的な機関に設置される手話通訳者の機能を充分に説明したうえ、「遠隔手話通訳サービス」の公的機関への導入は、ろう者の権利を侵害する可能性があることを充分に説明し、対応してください。

「民間活力の導入」「競争入札」などの市場原理の導入の動きが今後、強まることが予想されますが、その流れの中で、手話通訳者の設置そのものではなく、テレビ電話等を活用した「遠隔手話通訳サービス」による対応に置きかえられることが広がっていく可能性があるのではないかと、私たちは危惧しています。しかし、見た目は同じ手話通訳に見えても「遠隔手話通訳サービス」は、手話を使ってコミュニケーションを取る場合の利便性向上、サービスのひとつであって、言語権の保障にはつながらず、行政による手話通訳派遣制度・設置通訳制度の肩代わりになるものではありません。

手話通訳は、単に翻訳技術を提供するだけではありません。ろう者の特性を熟知した手話通訳者によって、それぞれのろう者の特性・ニーズに合った、さまざまな対人援助が展開されています。それを必要とするろう者は決して少なくないにも関わらず、遠隔手話通訳では、「翻訳技術の提供」以外の支援が欠落し、行政サービスを受けるにあたっての必要な情報保障を受けることができなくなり、そのろう者の利益を侵害する可能性があります。ですから、ろう者の生活と権利に直結する公的機関では、遠隔手話通訳はなしまないし、むしろ、ケースワーク等の社会福祉援助技術を活用できる聴覚障害福祉の専門職員(手話通訳者、ろうあ者相談員)を配置し、それによる総合的な支援体制を構築するのが本来の姿であると、私たちは考えています。

行政以外の場面(駅や民間のお店の受付等)での遠隔手話通訳については利便性向上、豊かな生活につながるものであり、より広く普及して頂きたいと考えますが、適用範囲は「受付・窓口・店頭」程度であって、医者との会話や銀行の融資などの契約行為など、重要な内容、人権に関わる内容については、遠隔手話通訳サービスでは限界があります。結論として、遠隔手話通訳サービスは手話通訳制度に代わる仕組みにはなりえず、行政以外の場面においても「端末を設置すれば、全てのろう者への対応が出来る」という解釈は誤りです。

この点について、導入事業者など関係者に広く理解して頂く必要があり、連盟でも情報アクセシビリティ・フォーラムなどの機会を通して、より良いICT活用のあり方について周知して行きたいと考えます。加盟団体におかれましても、遠隔手話通訳サービスの導入で全てが解決出来るものではないことを踏まえて対応していくようお願いします。

## 児童生徒対象の手話教室及び絵本の手話での読み聞かせについて

### 【目的】

最近の障害者を取り巻く環境は大幅に改善されつつあるが、依然として合理的配慮の欠如による不便さや障害者に対する理解の不足による差別が至る所に残っており、まだまだバリアは厚いものと言わざるを得ない。このバリアをなくしていくためには、幼少時からの障害者に対する理解の浸透が必要である。

そこで、児童生徒を対象とした手話教室を行うとともに絵本の手話での読み聞かせを見てもらうことにより手話の言語性及び手話の魅力、そして聴覚障害者（ろう者）について知ってもらい、聴覚障害者（ろう者）及び手話に対する理解の浸透を図ることを目的とする。

### 【内容】

行事名：「児童生徒対象手話教室と絵本の手話での読み聞かせ会」

開催場所：小学校、児童館、保育園、幼稚園、学童保育実施場所または図書館

対象者：小学校、幼稚園または保育園に通っている児童生徒及びその保護者等

講師：聴覚障害者（ろう者）・・・公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会会員  
手話通訳者・・・神奈川県認定手話通訳者

計2名

方法：まず、手話の指導から始め、簡単なあいさつや自分の名前などを教えるとともに聴覚障害のことについて話をし、聴覚障害者と手話について知ってもらう。次に、聴覚障害者（ろう者）が絵本の手話での読み聞かせを行い、物語の豊かな手話表現を見てもらう。手話を表現するのに合わせて手話通訳者が絵本の文章を読み上げる。

時間：30分～40分

費用：無料

### 【平成27年度実績】

種別	実施施設数	延べ実施回数	備考
幼稚園・保育園	17	78	藤沢市・茅ヶ崎市・海老名市ほか
小学校	2	2	藤沢市・大井町
学童保育	18	29	藤沢市・逗子市・葉山町
その他	2	2	県バリアフリーフェスタほか
合計	39	111	

### \*連絡・問合せ先

公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会

〒251-0052 神奈川県藤沢市藤沢 933-2

神奈川県聴覚障害者福祉センター内

TEL 0466-26-5467 FAX 0466-26-5454

E-mail : kana\_d5454@rondo.ocn.ne.jp

※事務所開所日・時間：毎週火曜～土曜 午前10時～午後5時

以上

